平成２９年（フ）第１７号
静岡市清水区石川５番地の１　サンテラス田島　Ｂ―101
債務者　村田　英春
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午後２時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３００号
東京都町田市忠生３丁目22番地17マンションウエルストン103
債務者　近藤　　誠
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４号
東京都八王子市別所１丁目48番地１　５―406
債務者　宮川ジュビーカンパネールこと　ミヤガワ　ジュビー　カンパネール
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８１号
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑22番地20メゾンベルビュー302号
債務者　能登谷美和
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６号
沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆233番地１　玉城アパートＴ―５号
債務者　末吉　和枝
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２３号
横浜市南区白妙町３丁目34番地11　ヴィベール横濱801号
債務者　中西美智枝
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６５号
東京都福生市南田園３丁目３番地福生団地13―204原田方
債務者　池澤　春子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１５２号
長崎県佐世保市黒髪町6210番地３　キャメルヒルズ101、前住所長崎県佐世保市大和町826番地　ファーストｉｎビブレＢ―210号
債務者　田中　千鶴
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１６０号
長崎県佐世保市早岐２丁目39番７号　コーポラス豊村101、前住所長崎県佐世保市早岐１丁目16番19―203号
債務者　松本やよい
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１６３号
長崎県佐世保市広田１丁目30番28号
債務者　岩崎　政美
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１号
長崎県佐世保市天神町1887番地１、前住所長崎県佐世保市稲荷町28番４号　稲荷ハイツ101号室
債務者　福田　一司
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第５号
長崎県佐世保市天神町1769番地34
債務者　田中亜由美
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１３２１号
東京都町田市金森７丁目18番７―305号
債務者　寺澤めぐみ
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７６号
東京都稲城市東長沼1905番地炭や荘
債務者　橋　　京子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１０４５号
福岡市博多区祇園町４番３号907号室
破産者　株式会社中国通商
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部